

平成23年9月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成23年9月22日（木曜日）午後2時00分から午後2時57分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第46号） 相模原市スポーツ振興審議会規則等の一部を改正する規則について（生涯学習部）

日程第 2（議案第47号） 相模原市立公民館館長の人事について（生涯学習部）

日程第 3（議案第48号） 相模原市立学校教職員人事異動方針について（学校教育部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 金 川 純 子

○説明のために出席した者

教 育 局 長 村 上 博 由 教育環境部長 浅 見 行 彦

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 白 井 誠 一

教 育 局 参 事 林 孝 教育総務室 細 谷 正 行
兼教育総務室長 担 当 課 長

教 職 員 課 長 菊 地 原 宏 明 教 職 員 課 主 幹 今 井 勉

教 職 員 課 宮 崎 健 司 教 職 員 課 副 主 幹 佐 々 木 隆
総 括 副 主 幹

教 職 員 課 副 主 幹 二 宮 昭 夫 教 職 員 課 副 主 幹 小 林 研 一

生涯学習部参事 大 用 靖 文化財保護課長 山 田 不二郎
兼生涯学習課長

生涯学習部参事 八 木 博 スポーツ課長 菊地原 真
兼スポーツ課長 担当課長

スポーツ課主事 斉 藤 健 一

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井 上 大 輔 教育総務室主事 越 田 進之介

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、溝口と斎藤委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□相模原市スポーツ振興審議会規則等の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 6 号、相模原市スポーツ振興審議会規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 それでは、議案第 4 6 号について、ご説明申し上げます。相模原市スポーツ振興審議会規則等の一部を改正する規則についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の裏面の最後をご覧ください。

提案の理由でございます。相模原市スポーツ振興審議会の名称、設置目的及び委員の数並びに相模原市体育指導委員の名称の変更に伴い、相模原市スポーツ振興審議会及び相模原市体育指導委員に係る規定の改正その他所要の改正について提案するものでございます。

改正の要因でございます。スポーツ基本法につきましては、8 月の教育委員会においてご説明申し上げているとおりでございますが、スポーツ振興法の制定から 5 0 年が経ち、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、スポーツ振興法を全面改正したもので、平成 2 3 年 6 月 1 7 日に成立し、8 月 2 4 日から施行されました。このスポーツ基本法の制定に伴う条例の改正につきましては、現在開催中の 9 月議会に上程されておりますが、議決が見込まれるため、本教育委員会に規則の改正につい

て提案するものでございます。

それでは、議案書の表の中段、第1条、相模原市スポーツ振興審議会規則の一部改正についてでございます。

恐れ入りますが、関係資料1の相模原市スポーツ振興審議会規則新旧対照表をご覧ください。

この表は、左の枠が現行の規則、右の枠が改正案で、下線の部分が変更、追加、または削除となっております。なお、語句等の修正につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、1番上の題名と第1条でございますが、現行の「相模原市スポーツ振興審議会」を「相模原市スポーツ推進審議会」に、第2条の委員でございますが、本市のスポーツ推進について、より幅広いご意見をいただけるよう、新たに公募市民、総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチーム、障害者団体など、委員の数を10名から15名へ増員いたすものでございます。なお、委員の数については、附属機関の設置に関する条例に位置づけておりますことから、重複を避けるため、規則の改正案では削除いたしました。

次に、委員の任命についてでございます。現行は「市長の意見を聞いて任命する」としてありますが、スポーツ基本法では「市長の意見を聞いて」の項目が削除されたことから、「教育委員会が委嘱する」に改正するものでございます。また、委員の構成の表記につきましては、関係行政機関の職員が法から削除されたこと、そして、幅広い意見をいただくために、第2条第2号を「市の住民」に改め、第3号に「関係団体の代表者」を追加するものでございます。

次に、議案書の下段、第2条の相模原市体育指導委員に関する規則の一部改正でございます。

恐れ入りますが、関係資料2の相模原市体育指導委員に関する規則新旧対照表をご覧ください。

現行の題名「相模原市体育指導委員に関する規則」を「相模原市スポーツ推進委員に関する規則」に、現行の第1条の中、「スポーツ振興法第19条の規定に基づく体育指導委員」を、「スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員」に、第2条及び同条第6号の中、「市民のスポーツ振興」を、「本市におけるスポーツの推進」に改めるものであります。いずれも法の改正などに伴い、改めるものでございます。

次に、議案書の裏面の中段、第3条の相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に

関する規則の一部改正でございます。

恐れ入りますが、関係資料3の相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則抜粋新旧対照表をご覧ください。

2ページの中段の第2条第12号中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

最後に、議案書の裏面の中段、第4条の相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正でございます。

恐れ入りますが、関係資料4の相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則抜粋新旧対照表をご覧ください。

3ページの下から2段目でございます。第4条の表、スポーツ課の項、第2号中、「相模原市スポーツ振興審議会」を「相模原市スポーツ推進審議会」に改めるものでございます。

議案書の裏面、中段にお戻りください。

附則といたしまして、1、施行期日は公布の日から、2、スポーツ基本法の附則において、現在、体育指導委員である者はスポーツ推進委員とみなし、その者の任期は既に委嘱している期間とする旨の経過措置でございます。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

この議案第46号の裏面の附則の1番、「この規則は、公布の日から施行する」となっていますが、公布の日はいつになるのですか。

○八木スポーツ課長 公布の日は、条例が9月30日公布でございますので、それに合わせて9月30日とさせていただきます。

◎溝口委員長 わかりました。9月30日ですね。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第46号、相模原市スポーツ振興審議会規則等の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

□相模原市立公民館館長の人事について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第47号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第47号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年6月8日に大野中公民館長山崎邦夫氏のご逝去により、不在となっておりました後任の公民館長について、同公民館運営協議会から推薦があったため、これを承認し、社会教育法第28条の規定に基づき任命する必要が生じましたが、教育委員会へ提案するいとまがございましたので、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育長において臨時に代理処理をさせていただきましたことをご承認いただきたく、ご提案するものでございます。

後任の公民館長についてでございますが、大野中公民館運営協議会からご推薦いただきましたのが、細谷昇氏でございます。細谷氏は、相模原市自治会連合会会長を務められるなど、地域活動にも熱心な方で、公民館長として適任であるとのことでございます。

公民館長の任期は3年でございますが、今回の人事につきましては、相模原市公民館条例施行規則第2条の規定に基づき、前任者の残任期間である、平成24年4月30日までの任期となります。

以上で、議案第47号相模原市立公民館館長の人事につきまして、ご説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 公民館長の年齢制限というか、そちらはどうなっているのでしょうか。

○大用生涯学習課長 内規がございまして、内規の中では、委嘱予定日現在の年齢が75歳以下の者ということになってございます。

◎斎藤委員 そうしますと、任期が来年4月までということでございますので、再任はできないということになりますか。

○大用生涯学習課長 ちょうど任期が切れるときには76歳になってございますので、75歳以下ということには該当しないので、公民館長としての再任はないということでございます。

◎溝口委員長 ほかに質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第47号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

□相模原市立学校教職員人事異動方針について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第48号、相模原市立学校教職員人事異動方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第48号、相模原市立学校教職員人事異動方針について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、相模原市立学校教職員の人事異動に当たり、その人事異動方針を定めたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により、提案するものでございます。

相模原市立学校教職員人事異動方針でございますが、次のとおり定めたいと考えております。

まず基本方針でございますが、読み上げさせていただきます。

相模原市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動に当たっては、次の事項を基本として、学校長の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

1点目でございます。適材を適所に配置すること。

2点目、教職員の編成を刷新強化すること。

3点目、全市的視野に立って、広く人事交流を行うこと、でございます。

次に、人事異動の重点といたしましては、次の7項目がございます。引き続き、読み上

げさせていただきます。

- 1、教職員の資質向上を図り、視野を広めるため、全市的な視点での異動を積極的に行う。
- 2、地域や学校の状況に応じて、幅広い教育活動が展開できる人材配置の充実に努める。
- 3、若手教員の育成など世代交代を踏まえた異動を進めるとともに、将来展望を持って中堅教員の積極的な異動を推進する。
- 4、学校教育の充実に向けた人材を確保するため、新採用教職員の積極的な採用を行うとともに、適正な配置に努める。
- 5、組織的・機動的な学校運営体制づくりのため、総括教諭には、柔軟で卓越した指導力を発揮できる人材の登用に努める。
- 6、ベテラン教職員の知識、経験を活用していくため、再任用教職員の効果的な配置を推進する。
- 7、多様な経験を持った人材の活用を図るため、校種間交流や県内他市町村との人事交流を進める。

以上、相模原市立学校教職員人事異動方針について、ご提案させていただきました。

なお、本提案は、昨年度ご決定いただきました平成22年度末相模原市立学校教職員人事異動方針から「平成22年度末」を取り、1年ごとではなく、今後、変更するまでの人事異動方針とするため、再度お諮りするものでございます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 年度ごとの方針であったのが、長期間の方針とするということなので、現在の人事異動に関しては、理想とされるような異動ができているのか、この方針に沿ったとおりにいっているのか、重点事項がうまくいっているかどうかなどについてお聞かせ願いたいのですけれども。

○菊地原教職員課長 人事異動に関して、おおよそ理想どおりにいっているかというところでございますが、これは子どもたちの教育にかかわるところでございますので、非常に重要な質問をいただいたというふうに受け止めさせていただきます。

そのような中、やはり適材適所に配置するということが基本方針の1番目に書いておりますけれども、その中で、人事方針、人事異動のあり方について、ご説明させていただきます。

たいと思います。

まず、教職員の中で、1番子どもたちに身近な人はやはり学級担任でございます。

教員の異動については、まず個人調書という書類については、ご本人が今まで、採用されてからどのような学校を経験されたのか。あるいはその学校の中でどういった校務分掌をされたのか。あるいは中学校の場合、部活動、あるいは小学校でもクラブ活動、委員会。そういうものを書いた書類でございます。それと、当然、住まいと勤務地という問題もあるので、どこの学区に住んでいるか。やはり学区内に住んでいるとなかなかやりにくい部分もありますので、そういった情報。

それと、一番のポイントは、異動するに当たっての本人の希望。新たな学校で力を発揮したい内容、それから追求していきたい教育課題、もしくは希望する学校像を自由に記載していただくという欄がございます。その中で、校長先生の所見ということで、この教員について、今の現任校ではどのような力を発揮したかという、いわゆるPRでございます。そういったところも書いていただいた書類を、異動する者についてはすべて、教職員課に提出していただきます。

その中で、教職員課としては、校長先生との人事ヒアリングを、11月、12月に、これは109校、全校長先生とさせていただきます。以前に、その学校においては、その異動する本人と校長先生が、当然、異動する理由、希望等もすべて聞いておりますので、校長先生を通じてヒアリングをするという状況でございます。その中で、それぞれ学校というのはやはり学校目標がありまして、どんな学校をつくりたいかという学校の目指す像があります。それに適合するような教員を配置することが、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、やはり子どもたちの幸せにつながることでございますので、そういった教員を、あなたがここで力を発揮したい内容、これを、A先生はこのAという学校に異動するのがふさわしいかというところを考えまして異動をしています。

その中で、基本的になるのは、やはり本人の希望と教育委員会の承認ということで、これは配置希望、いわゆる希望地区がございまして、その希望地区の中で、今、小学校は6つに分かれています。津久井地域、それから北部地域、中部地域、東部地域、南部地域、あとは一任という、これは人事所管にお任せしますというものになります。中学校の方は5つに分かれています。津久井地域、北部地域、中部地域、南部地域、あと一任というところで、そういった希望と承認という部分もありますし。あとは説得と納得という形がありまして、説得というのは、やはり教育委員会として、あの先生がこの学校に来るとすば

らしい学校がつかれるのではないかという構想の中で配置するために、ぜひあなたはこの学校に異動してくださいということで、校長先生を通じて説得をして、本人がわかりましたと、では、私はそこに行きますという、そういった人事異動が行われております。

そういう中では、先ほど申しました、基本方針の「適材を適所に配置する」ということが今は実現されております。

◎**小林委員** 若干関連になりますけれども、まずこの異動方針の3つの基本方針並びに人事異動の7つの重点、これに関しては私は異論はないのですが。今の質問では、一般教員の異動について、よくわかりました。関連して、管理職の昇任と申しますか、登用というのですか、それについての基本的な手続というのですか、プロセスというのですか、それについて、ご説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**菊地原教職員課長** それでは、続きまして、管理職の人事異動、昇任ということについて、ご説明させていただきます。

まず、政令市になりまして、人事権が県から移譲されました中で、今までは校長昇任については、県への内申、そして県の決定ということがございましたけれども、政令市以降については、相模原市独自で教員の採用ができるということになります。その中で、校長、教頭のいわゆる管理職についても、独自に決定ができるようになりました。

その仕組みでございますが、これは実は文部科学省の全国調査、政令市あるいは都道府県の全国調査の方にも既に発表している内容でございますけれども、まずは選考対象者、校長、教頭にはこんな人がいいということについて、相模原市としては、新進気鋭にして人物・見識・能力・勤務実績、健康度等が特にすぐれ、原則として、現在は、校長昇任する方については教員経験20年以上、教頭に就任する方については教職経験15年以上、そして、校長昇任者については教頭経験が1年以上、それから教頭昇任者については総括教諭経験1年以上という資格要件がございます。

その中で、現在は推薦方式という形をとっております。この推薦というのは、小学校長あるいは中学校長が教育長に、この人をぜひ昇任させていただきたいということで推薦するという推薦方式をとります。その推薦を受けた者については、これは管理職選考試験という形で昨年から行っているところでございますけれども、校長候補者、教頭候補者については、候補者調書、論文、それから集団討論の面接等、あとは服務課題、その他日常の校長先生から得られる人事情報等を総合的に評定して選考しております。

その中で、評定者については公平性、透明性ということがありますので、教育委員会の

指導主事だけではなく、具体的に言うと、行政職の幹部職員も入った評定者の中で、いわゆる集団討論の中での評点、あるいは論文の中での評点というところで、合格者を決定させていただきます。

そして、合格した場合、これは前年度までに2回以上合格した場合、その場合には名簿登載という形がありまして、名簿登載が2回された場合については、もうこれは選考試験は受けなくていいという形になるのですが、実はまだ今まで選考試験については昨年1回しかやっていないのですが、神奈川県においても、そういった同様の選考試験に類するものを行ってまいりましたので、その神奈川県の名簿登載された方についても登載されたということになります。

昨年、年度途中で校長先生の死去がございまして、その中で、田名中学校の校長先生が昇任したという事実がございまして、それは大沢中学校の教頭先生が昇任したのでございまして、そのときも大沢中学校の教頭先生はその選考試験に2回合格していたということで、既にエントリーされていたので昇任したという経緯がございまして。

名簿登載されるということですが、では、最終的にどういう形で校長、教頭になるのかということについては、教職員課が人事案をつくりまして、そういう中で、最終的には教育委員会で、校長、教頭が決まるというプロセスでやらせていただいております。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎斎藤委員 すみません、先ほどの金川委員の質問の続きなのですが、全市的な視点での異動を積極的に行うということなのですが、政令指定都市になって、区という概念ができておりますので、またその全市的な視点ということについて、今度ご検討されて、どこか変更される点があるのかどうかというのが第1点です。

第2点目は、7項目に校種間交流や他都市との人事交流を進めると。これは前回からうたわれていることですが、その実績とその効果について、ちょっとご報告いただけないでしょうか。

◎菊地原教職員課長 まずは1つ目のご質問でございまして、全市的な異動というところでは、例えば、津久井地域と旧相模原市の区域の文化が違うということは、これは既にご存じだと思っておりますが、そういったところでの、例えば異動ですね。全市的な視点の中では、まずその津久井地域と旧相模原市の区域の異動、文化交流的な部分も考えております。そういう中で、先ほど希望地区を、小学校、中学校とも出せるというふうにご案内させていただいたのですが、例えば、旧津久井地域の異動希望と、

そういった交流については、いわゆる人事異動については、やはり一般的に言うと3年を原則としているのですが、3年未満でも認めるといようなことで具体的にやっている場合がございませう。

それから、区ができたのですけれども、今までそういったことで、政令指定都市前では、区を意識してやっていなかったのて、特に自分の教員ビジョン、あの学校に行ってみたいという、やはりあの学校はこんな学校だから行ってみたいと、そういう希望があるわけですね。そういうライフプランもあるのですけれども、そういう中で、今までやっていない区で異動を行いますと、そういう教員の思っていたライフプランとずれることとなりますので、今のところは区を意識した異動というのはやっておりませう。今までどおりの、小学校については5つの希望、中学校では4つの希望という形でやらせていただいているところございませう。

◎斎藤委員 そうしますと、確認なのですけれども、基本的に異動方針においては、区ができたからといって、全市的な視点、考え方というのは変化がないと、変わっていないというふう理解してよろしいわけですね。

○菊地原教職員課長 そうです。これは現実的な問題で大変申し訳ないのですけれども、やはり旧津久井、旧相模原という意識が、それ以前の採用の単位については合併する以前の話で、そういう意識が強い方も実際にいるわけですね。そういう中では、全市的な視点というのは、合併から政令指定都市になったということとは関係なく、やはり今までどおりやっていきたいと考えております。

◎斎藤委員 それは採用した異動対象者というのは何年も前の方なので、ただ、これからは政令指定都市で、区というものができて、そういうせつかくできた区というものを生かすようないろいろな施策をこれから考えていかななくてはならないと思ひますので、そういうところにもぜひご配慮いただひて、今後はご検討いただけるとありがたいと思ひます。

○菊地原教職員課長 では、後半の方、2つ目の方でございませうけれども、いわゆる校種間交流等の異動でございませうけれども、校種間交流、これは平成23年4月1日の状況でございませうけれども、例えば、小学校から中学校へは2名異動しております。あと行政との交流の中で、行政から小・中学校へは7名、あるいは小・中学校から行政は7名。あと横浜国大附属小学校の特別支援学校等という、そういった公立の機関もあるのですが、そういうところの交流について、小学校から附属小学校へは2名、小学校から横浜国大附属特別支援学校については1名。逆に横浜国大附属小学校から小学校へ1名。それから、幼稚

園が相模原市にございますけれども、その公立幼稚園から小学校への異動という形の人が1名でございます。

実績ではないのですが、今後として、やはり政令指定都市ですが、高校と特別支援学校を持たないのでございますが、これはなぜ持たないかというのは、今、相模原市内に県立高校もございますし、特別支援学校もございますので、その中で、やはり特別支援学校の経験を生かした、例えば相模原市の特別支援教育のあり方というものもあるので、そういった人事交流も進めるように、今、検討しているところでございます。

効果については、やはり校種間交流というのは小中一貫校ということで、小中一貫研究もやっているところもありますが、やはり小中9年間の中で、どういった視点で子どもたちを見るのがいいのかというところで、今まで小学校で教えた児童が、中学校に行ってどんな成長をしたのかという、そういう中で、今度は小学校へまた戻りたいという実は希望があるのですけれども、では、小学校教育は今度、こういうふうにした方がいいのではないかと、そういった効果も生まれております。

逆に、中学校の教員が小学校に行くことによって、中学校のこの問題点は小学校のときにこういうふうによればよかったのかということで、小学校の方で力を入れると。中学校に行って、例えばちょっと方向的に誤るような場合があるのですけれども、そういったことについては、では、中学校はここをしっかりとやっておこう、というところでの効果が生まれているところであります。

◎斎藤委員 そうしますと、現在のこの規模というのは、適正なのか、それとも実はもっと増やしたいのだけれども、希望者が少なく少ないのか、今後、もっと拡充していきたいのか、その辺はいかがですか。

○菊地原教職員課長 これはやはり先ほど申しましたように、人事異動というのは、希望と承認、説得と納得というところがございますので、今のところはこれは適正な人数ではないかなと思っておりますが、あとは今後、小中一貫教育の研究等が進む中で、ますますそういう視点で希望する教員が増えるとは思っております。

あと先ほど、1点忘れたのですけれども、区の視点という中で、人事異動なのですけれども、栄養教諭の配置というのがございます。これは食に関する指導の推進のために、その中核的な役割を担う栄養教諭です。それを緑区、中央区、南区の3区に1名ずつ配置しているということもございます。それは先ほど言った、区の視点というところでございます。

◎溝口委員長 まず、総括教諭の年齢配置についてなのですが、この人事異動重点項目の5番に、「総括教諭には、柔軟で卓越した指導力を発揮できる人材の登用に努める」と書いてありますが、今、ちょっと単純に計算してみたのですが、50歳以上の総括教諭は373人という資料があります。全体で452名ですから、約8割の人が50歳以上ということなのですね。ということは、果たして柔軟で卓越した指導力を発揮できる人材の登用に本当になっているのかどうかということですね。要するに年齢が50歳を超えなければ、総括教諭になれないような実態が資料として出ているということですね。それを1点として質問したいと思います。

もう1点は、校長、教頭の女性管理職についてですが、小学校の女性の校長先生は14人で、19.4%という資料がございます。これはそんなに問題にならないかと思うのですが、中学校の女性校長先生は3人で、8.1%。これはちょっとどうしてかという疑問を感じます。適材適所という視点からということもあるかと思いますが、ちょっとご説明願いたいと思います。

あと、中学校の女性の教頭先生が6人、これは16.2%ですが、これもちょっと少ないような感じがするのですが。適材適所ということがございますので、そういう視点からということであればそれまでなのですが、それ以外に何かございますでしょうか。その2点をお願いします。

○菊地原教職員課長 まずは総括教諭でございますけれども、総括教諭の昇任年齢ですが、これは政令指定都市以前、県の規定によって、17年以上教員をやっているという規定がございました。今年、相模原市としては15年に変更する予定でございます。

あと、県の規定で言うと、これは教員だけの経験で17年というふうに言ったのですが、相模原市は昨年からは、教員以外の民間人経験とか、あるいはそれ以外の経験について、社会人経験についても加味するというので、昨年は17年でやっておりました。今年からは15年で考えております。

その中で考えてくると、例えば最速で22歳で教員になったとする。これは4年制大学を卒業した場合ですけれども。足す17年ということで、39歳というところで、その表を見ていただくと、39歳からが大体総括教諭ということですが、総括教諭というのは中間管理職ではないのですけれども、いわゆるグループリーダーとして、昔で言う教務主任とか、あるいは生徒指導主任、児童指導主任、あるいは研究主任、保健主任という、教員経験の中で、ある程度、年数がたたなければ、総括教諭にはなれないということ

で、これは総括教諭も推薦制をとっており、教育委員会が承認すると、昇進するということとございます。先ほど50代という指摘がありましたが、基本的には、50代が多くなっているのですけれども、40代は非常に少ないのですが、これは採用がなかったという実態がございます。例えば、社会科の教員、全県で1名というそういう時代もあったのですけれども、その中で、40代は薄いと。教員自身が少ないというところで、50代になっているというところで、そういう中で、総括教諭については、先ほど具体的には話はしませんでした。教頭昇任する方については、やはり総括教諭であることが1つの要件であるというところでもありますので、そうなってくると、やはり今、相模原市の総括教諭は50代が多くなっておりますけれども、これは必然の結果というふうにとらえております。

もう1つの質問、女性管理職でございますが、これは委員長のご指摘のとおり、平成23年4月1日現在、小学校の校長は72名中14名、19.4%です。これは県の状況ですが、県の状況は小学校23.0%という結果がございます。あと中学校については、37校中3名、8.1%。県の中学校は9.7%。これもそういうデータがございます。あと、教頭においては、小学校は72校中30名、41.7%。県のデータは31.4%。これは大幅に10ポイント以上上回っております。また、中学校の方は37名中6名で、これは16.2%。県の方は13%ですので、これは3ポイントほど上回っております。

ということで、特に相模原市としては、女性だから、男性だからという意識で登用はしておりません。先ほど申しましたが、新進気鋭にして、見識・能力等を有し、教育愛にあふれた人物を昇任させているということとございます。そういうふうにと考えると、教頭が小学校は41.7%、中学校が16.2%で、県を大幅に上回っておりますので、今後、やはり教頭が校長になるということから考えまして、将来的に言うと、校長も県のレベルを大幅に上回っていくということが推察されます。

◎溝口委員長 今、総括教諭については、絶対人数が少ないというふうな理由で、40代の総括教諭が少ないというふうなお話でしたけれども、このまま、もしこういう形で推移すると、いずれ、今、40代の先生方が50代になったときに、総括教諭が非常に少ない人数になるということが想定されますよね。要するに、今いる総括教諭の先生は絶対数が少ないわけですから、総括教諭になる先生も当然少なくなるわけですよ。総括教諭というのは、一校について3名とか5名とか決まっているわけですよ。そうすると、うんと若い先生が総括教諭にならないと総括教諭を満たさないという状況が出てきますよね。そうなったときに、果たして若い先生に総括教諭としての指導力を持たせることができるのか

どうか。先ほどの異動の重点項目の中の5番、「指導力の発揮できる人材の登用に努める」と書いてあるわけでしょう。その指導力の発揮できる人材そのものがないということになってしまうのではないですか。

○菊地原教職員課長 実はですね、これは前後的な課題がございまして、それは県内人事担当の所管課が悩んでいるところございまして、そこを埋めることについて、相模原市は方策を考えております。というのは、基本的に総括教諭は、先ほど委員長もご存じのとおり、小学校については4名、中学校については5名という、そういった県からの配置基準があります。基本的には給与費の関係がありますので、総括教諭になると給与が上がりますので、枠をこういうふうにつくられてしまうということで、数的にはそんなに今後も大きく変わっていかないというところなのですけれども、これからやはり50代、団塊の世代の方が大量に退職している状況なのですけれども、その中で、だれが次の総括教諭になるかということで、ご指摘のとおり、今、40代の総括教諭、それから30代という形になってまいります。

その中で、相模原市としては民間経験でも一般社会人経験でも15年あればいいというふうに申したのは、実はそこにつながっており、教員採用試験の年齢制限がなくなり、その中で、採用された人は、22歳あるいは20歳くらいの人というふうな者のイメージがあったのですけれども、今は例えば55歳でも新採用という方が実際にいらっしゃいます。その方については、いろいろな経験を持っていて、当然、教員経験以外も15年以上やっておりますので、例えば新採用のその年は総括教諭ではありませんけれども、何年かするとすぐ総括教諭になれるという、そういった方も実際おります。

あと、例えば大工さんとか、いろいろものづくりの中でも論議されているのですけれども、熟達した経験者が指導することによって、若手が育つということがございます。その中で、再任用という制度がございます。再任用というのは、60歳で定年退職した後から、65歳まで、教員として働く制度でございます。そういうベテランの方が、今、100人ほど、相模原市の小・中学校では大活躍されております。そういう中で、ベテラン教員のノウハウや経験を、若い人にどんどん、大工さんで言う、親方が弟子に伝えるように、一子相伝的なような形で今ご指導いただいております。そういう中で申しますと、委員長がご心配されている、では、若手で大丈夫なのかというところなのですけれども、今はそこを埋めるような形で努力しているところでございます。

◎溝口委員長 わかりました。今、おっしゃったベテランの教員の知識というのは、6番目

にある項目ですね。再任用教職員の効果的な配置ということですね。それがあるから大丈夫だろうということなのですね。わかりました。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第48号、相模原市立学校教職員人事異動方針についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

それでは、次に、文化財保護課から報告事項があるようですので、よろしくお願いいたします。

○山田文化財保護課長 1件、ご報告申し上げます。

前回、8月定例会におきまして、相模原市登録文化財、正覚寺の五色ツバキの登録解除を文化財保護審議会に諮問することにつきましてご決定をいただきましたが、8月29日に開催されました文化財保護審議会に諮問しましたところ、登録解除については妥当であるとの答申をいただきました。

この答申を受けまして、9月1日付で正覚寺の五色ツバキの登録を解除し、その旨、告示いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、教育総務室長よりよろしいですか。よろしくお願いいたします。

○林教育総務室長 台風15号について、報告をいたします。

市全体と教育委員会とあわせて説明したいと思います。市全体、教育委員会もそうですが、職員の対応として、午後4時45分に風水害の警戒本部体制をとりました。そこから情報収集等をいたして、今朝までの状況です。

まず、市全体では、人的被害としては7件という報告です。この中で、テレビの報道でも出ていますけれども、バス運転手の方が感電死されたということで、この方の死亡事件で1件となっています。あとは重症とか負傷が6件あったということです。

雨の関係なのですけれども、床下とか床上の浸水というのはなかったという報告です。道路冠水が26件あって、がけ崩れが緑区で2件。そして、倒木等ということで、172

件あったということです。

そして、教育委員会の方で申しますと、学校関係で、小学校、中学校で、倒木としては、午前8時時点ですけれども、18カ所で27本倒れたという報告が入っています。この中では、物的な被害として、相模台小学校で雨漏りの対応をしていただいているところに、軽トラックがあったのですけれども、そこに木が倒れて、その車が大破しました。ただ、人が乗っていなかったなので、人的被害はございませんでした。

それから、大きな倒木では、上溝中学校で、JR相模線の線路側に木が学校敷地から倒れたのが2本。それで電車の運行に影響が出たということがございました。

あとは雨漏りなどが若干あるのですけれども、これはああいいう横殴りの雨があると出てくるものなので、目立ったのは倒木が多かったということです。

それから、生涯学習関係の施設では、設置している看板とか、そういったものへの影響、損壊が3件くらい。あとは雨漏りがあったという状況です。

そのほかに、子どもの関係、児童・生徒の関係を報告いたしますと、当日は、前日からわかっていたので、休校にした学校が20校。それから、残りの学校は早目の下校をしています。午後2時15分くらいには皆さん下校についています。

そのほかに、児童クラブですが、休校のところは児童クラブを開いていないのですけれども、それ以外のところは49カ所で児童クラブを開いていまして、ここでは全員、親が引き取りをするということで、全員返した時間が午後8時15分くらいになったということです。今回も電車等の影響が出ていて、迎えに来る時間が若干遅かったということでしたが、全員無事に帰れたという報告を受けています。

そのほかでいいますと、市内全体では、停電が発生したところが緑区で約6,400件、中央区で1,500件、南区で4,700件。

駅前の滞留者というのでは、相模大野駅では1,000人程度、そして、橋本駅では100名くらいというような報告を受けています。

以上、簡単ですけれども、報告を終わります。

◎溝口委員長 ちょっと1つ質問よろしいですか。給食は、もちろん休校になった学校はやらなかったのでしょうか。早退した学校ではどのような対応したのでしょうか。

○林教育総務室長 給食を食べてから下校に入ったと聞いております。

◎溝口委員長 要するに全部済ませてから下校したということですか。

○村上教育局長 まず、中学校給食については、30分前倒しということで、先に納品して

もらって、学校は臨機応変にできるようにしました。各学校もそれぞれの給食室がござい
ますので、そういう対応をいたしました。全員それを食べてから下校しました。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

この件につきましては、よろしいですか。

◎八木スポーツ課長 台風の関係なのですが、昭和橋のスポーツ施設がござい
ます。あそこ
の施設は、昭和橋の方から下流に向かいまして、少年野球とかソフトボールをやるグラウ
ンドが4面ござい
ます。その下流にサッカーができる、ソフトボールもできるのですけれど
も、四角いグラウンドが1面ござい
ます。

今回の台風につきましては、その5面とも全部、いわゆる冠水してしまったというこ
とでござい
ます。そして、道路から手前に通路があるので、そこも穴が掘れたということ
でござい
まして、安全のためにそこは封鎖をさせていただいたという状況でござい
ます。早
急に復旧をするということを考えております。

以上でござい
ます。

◎溝口委員長 今、写真が回ってきておりますが、大分ひどい状況ですね。

この件につきましては、何かご質問ござい
ますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 次に、委員の皆さんから何かござい
ますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は10月20日木曜
日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は10月20日木曜日、午後2時30分からの開催予
定といたしま
す。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

口閉 会

午後2時57分 閉会